

社会福祉法人宇水会 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇水会(以下「宇水会」という)定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 評議員には、報酬を支給する。

(評議員の報酬の算定方法)

第3条 評議員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第4条 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第5条 宇水会は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年の定時評議員会終結の時より施行する。

附則 この規程は、平成30年の定時評議員会終結の時より施行する。

別表1(評議員の報酬)

評議員会への出席 日額 10,000 円に源泉徴収による課税額を加算した額(ただし、年度において3回までに限る)

社会福祉法人宇水会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇水会(以下「宇水会」という)定款第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員には、理事については理事長であるか否かに応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1)理事長である理事については、報酬を支給する。
- (2)理事長以外の理事及び監事については、報酬を支給する。

(理事長である理事の報酬の算定方法)

第3条 理事長である理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(理事長以外の理事及び監事の報酬の算定方法)

第4条 理事長以外の理事及び監事に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

(宇水会職員給与との併給)

第5条 宇水会の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表第3の定めによるものとする。この際、本規程第7条は適用しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長である理事に対する報酬の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人宇水会 給与規程 第13条ただし書きに準じた日とする。

- 2 理事長以外の理事及び監事に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 理事長である理事に就任した者には、就任した月の当初から理事長である理事としての報酬を支給する。

- 2 理事長である理事が退任し、又は解任された場合は、退任し、又は解任された月までの理事長である理事としての報酬を支給する。
- 3 理事長である理事に関し、ひと月において就任、退任、又は解任が複数回あった場合の報酬額については、本条第1項及び第2項の規程にかかわらず、ひと月分の理事長である

理事としての報酬を支給する。

(公表)

第 8 条 宇水会は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

附則 この規程は、平成 29 年の定時評議員会終結の時より施行する。

附則 この規程は、平成 30 年の定時評議員会終結の時より施行する。

別表 1 (理事長である理事の報酬)

役職名 報酬の額

理事長である理事 月額 300,000 円

別表 2 (理事長以外の理事及び監事の報酬)

(1)理事長以外の理事

理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席 日額 10,000 円に源泉徴収による課税額を加算した額(ただし、年度において 12 回までに限る)

(2)監事

理事会、評議員会への出席 日額 10,000 円に源泉徴収による課税額を加算した額(ただし、年度において 12 回までに限る)

別表 3 (宇水会職員給与との併給)

宇水会職員を兼務し、職員給与を支給している理事長である理事に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

宇水会職員を兼務し、職員給与を支給している理事(理事長以外に限る)に対しては、職員給与に加えて本規程別表 2 に基づく役員報酬を支給する。